

- ・預金者の死亡事実を確認する書類
- ・相続人の範囲を確認する書類
- ・遺産分割の方法を確認する書類
- ・相続人全員の署名捺印がなされた相続届
- ・相続人全員の印鑑登録証明書
- ・対象となる相続預金の通帳やキャッシュカード等
- ・相続手続きの権限を確認する書類など

相続預金の手続きではお客様から取り受ける書類が揃っているか確認するの

取り受ける主な書類には次のようなものがあるわ

① 相続預金の払戻しを依頼されたときの基本対応

注意したいのは相続人の範囲を確認する書類ね

相続預金の手続きでは遺産分割前の払戻しでも遺産分割時の払戻しでもだれが相続人か確認しなければならないわ

これを怠ると本当に承継すべき人以外に払戻す危険性も高くなるから戸籍謄本などを取り受けて十分に記載内容を確認することが大切よ

分かりました

それと
その場で書類に過不足がないか確認することも必要よ

これを怠ると書類提出のために再度来店してもらうなどお客様に負担をかけてしまうことになるわ

そうですね

マンガ 相続預金の払戻時の確認手続き

ここでは、相続預金の払戻しを依頼されたときに取り受ける書類や確認する内容をマンガで解説します。

